

## ○鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成6年3月30日

規則第13号

改正 平成10年3月30日規則第33号

平成12年5月12日規則第131号

平成18年3月31日規則第39号

令和3年3月30日規則第28号

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例（平成5年鹿児島県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第2条 条例第7条第1項前段の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター（以下「研修センター」という。）の施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる申請期間内に利用許可申請書（別記第1号様式）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

施設の区分	申請期間
研修室	利用しようとする日の1年前から前日まで
宿泊施設	利用しようとする日の1年前から5日前まで

2 指定管理者は、利用許可をしたときは、当該申請をした者に対し、利用許可書（別記第2号様式）を交付する。

(平18規則39・旧第4条繰上・一部改正)

(利用許可の変更申請等)

第3条 条例第7条第1項後段の規定により、利用許可の内容の変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする者は、利用許可変更許可申請書（別記第3号様式）に当該変更に係る利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、変更許可をしたときは、当該申請をした者に対し、利用許可変更許可書

(別記第4号様式)を交付する。

(平18規則39・旧第5条繰上・一部改正)

(利用許可の取消しの申出)

第4条 条例第9条第7項第3号の規定による利用許可の取消しの申出をしようとする者は、利用許可取消申出書(別記第5号様式)に当該申出に係る利用許可書又は利用許可変更許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(平18規則39・旧第6条繰上・一部改正)

(利用料金の返還)

第5条 条例第9条第7項ただし書の規定による既納の利用料金の返還は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める額について行う。

- (1) 条例第9条第7項第1号又は第2号に該当する場合 既納の利用料金の全額
- (2) 条例第9条第7項第3号又は第4号に該当する場合 既納の利用料金の5割相当額

(平18規則39・旧第7条繰上・一部改正)

第6条 条例第9条第7項ただし書の規定による既納の利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書(別記第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(平18規則39・旧第8条繰上・一部改正)

(利用料金の減免)

第7条 条例第10条の規定による利用料金の減額又は免除(以下「利用料金の減免」という。)は、別表の左欄に掲げる研修センターの施設について、それぞれ同表の中欄に掲げるときに行うものとし、その額は、同表の右欄に定める額とする。

2 前項に規定するもののほか、指定管理者は、知事の承認を受けてあらかじめ定めた基準により、利用料金の減免を行うことができる。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、利用許可を申請する際に利用料金減免申請書(別記第7号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(平10規則33・一部改正、平18規則39・旧第9条繰上・一部改正)

(施設を損傷した場合等の措置)

第8条 研修センターの施設(これに附属する設備及び備品を含む。)を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(平18規則39・旧第10条繰上・一部改正)

(施設への立入り等)

第9条 指定管理者は、研修センターの管理上必要があると認めるときは、利用許可を受け

た者が現に利用している施設に立ち入り，必要な指示をすることができる。

(平18規則39・旧第11条繰上・一部改正)

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか，研修センターの管理に関し必要な事項は，知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

(平18規則39・旧第12条繰上・一部改正)

附 則

この規則は，平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第33号）

この規則は，平成10年4月1日から施行し，改正後の鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定は，同日以後の使用に係る使用料の減免について適用する。

附 則（平成12年5月12日規則第131号）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第39号）

この規則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第28号）

- 1 この規則は，令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。

別表（第7条関係）

(平18規則39・追加)

左欄	中欄	右欄
研修室	国際交流又は国際協力に関する事業を実施する県内の営利を目的としない法人その他の団体が主催する海外からの研修生を対象とする研修で利用するとき(施	利用料金の全額

<p>設の利用料金について、当該団体が、国、地方公共団体その他これらに準ずる者から助成を受けていないときに限る。)</p>	
<p>国、地方公共団体又は独立行政法人国際協力機構が主催する外国人を対象とする研修で利用するとき。</p>	<p>利用料金の全額</p>
<p>営利を目的としない法人その他の団体が主催する国際交流又は国際協力を内容とするプログラムを2分の1以上含む研修で利用するとき。</p>	<p>利用料金の全額</p>
<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の</p>	<p>利用料金の5割相当額</p>

	交付を受けている者（以下「障害者」と総称する。）が2分の1以上を占める団体が主催する研修で利用するとき。	
宿泊施設	国際交流又は国際協力に関する事業を実施する県内の営利を目的としない法人その他の団体が主催する海外からの研修生を対象とする研修で、研修生が利用するとき（施設の利用料金について、当該団体が、国、地方公共団体その他これらに準ずる者から助成を受けていないときに限る。）。	利用料金の全額
	国、地方公共団体又は独立行政法人国際協力機構が主催する外国人を対象とする研修で、研修生が利用するとき。	利用料金の5割相当額
	営利を目的としない法人その他の団体が主催する国際交流又は国際協力を内容とするプログラムを2分の1以上含む研修で、研修生が利用するとき又は当該研修の運営に直接関わる者が利用するとき。	利用料金の5割相当額
	障害者が利用するとき又は障害者の介護者（障害者1人につき1人の介護者に限る。）が当該障害者と同時に利用するとき。	障害者 利用料金の5割相当額 介護者 利用料金の全額

別記第1号様式(第2条関係)

利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住 所  
氏 名

〔法人その他の団体にあつて〕  
は、名称及び代表者の氏名

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの施設の利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的 (研修の名称)			
利用施設及び 利用日時	研 修 室	室 人 (年 月 日 時から 年 月 日 時まで 時間)	
	宿 泊 施 設	洋室	シングルルーム 室 人 (年 月 日 時から ツインルーム 室 人 (年 月 日 時まで 泊)
		和室	室 人 (年 月 日 時から 年 月 日 時まで 泊)
利用責任者の 住所及び氏名	電話( )		
利 用 人 員	人(男 人 女 人)		
※利用料金	金 円		

注1 研修の計画書及び参加者名簿を添付すること。

2 ※印のある欄は記入しないこと。

第2号様式(第2条関係)

利 用 許 可 書

番 号  
年 月 日

殿

(指定管理者)

印

年 月 日付で申請のあった鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの施設の利用については、次のとおり許可します。

利 用 目 的 (研修の名称)			
利用施設及び 利用日時	研 修 室	室 人 (年 月 日 時から 年 月 日 時まで 時間)	
	宿 泊 施 設	洋室	シングルルーム 室 人 (年 月 日 時から 年 月 日 時まで 泊)
		和室	ツインルーム 室 人 (年 月 日 時から 年 月 日 時まで 泊)
利 用 人 員	人(男 人 女 人)		
利 用 料 金	金 円		
許 可 条 件			

注 この利用許可書は、施設を利用する際、係員に提示すること。

第3号様式(第3条関係)

利用許可変更許可申請書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつて)  
は、名称及び代表者の氏名)

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの施設の利用許可の内容の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

変	許 可 年 月 日 許可番号	年 月 日 第 号			
	利用目的 (研修の 名称)				
更  前	利用施設 及 び 利用日時	研 修 室	室 人	(年 月 日 時から 年 月 日 時まで 時間)	
		宿 泊 施設	洋室	シングルルーム 室 人 ツインルーム 室 人	(年 月 日 時から 年 月 日 時まで 泊)
			和室	室 人	(年 月 日 時から 年 月 日 時まで 泊)
	利用人員	人(男 人 女 人)			
変更しようとする事項					
変更しようとする理由					
※利用料金	給 付 済 額	変 更 額	過 不 足 額		
	円	円	円		

注1 研修の計画又は参加者の変更に係る申請にあつては、それぞれ変更後の研修の計画書又は参加者名簿を添付すること。

2 ※印のある欄は、記入しないこと。



第4号様式(第3条関係)

利用許可変更許可書

番 号  
年 月 日

殿

(指定管理者)

印

年 月 日付けで申請のあった鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの施設の利用許可の変更については、次のとおり許可します。

変 更 後	利用目的 (研修の 名称)				
	利用施設 及び 利用日時	研修室	室 人 (年 月 日 時から 年 月 日 時まで 時間)		
		宿泊 施設	洋室	シングルルーム 室 人 (年 月 日 時から ツインルーム 室 人 (年 月 日 時まで 泊)	
			和室	室 人 (年 月 日 時から 年 月 日 時まで 泊)	
利用人員	人(男 人 女 人)				
利 用 料 金	給 付 済 額	変 更 額	過 不 足 額		
	円	円	円		
許 可 条 件					

注 この許可書は、施設を利用する際、係員に提示すること。

第5号様式(第4条関係)

利用許可取消申出書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつて〕  
は、名称及び代表者の氏名

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの施設の利用許可の取消しを受けたいので、  
次のとおり申し出ます。

許可年月日 許可番号	年 月 日 第 号	
利用施設及び 利用日時	研修室	室 人 (年 月 日 時から 年 月 日 時まで 時間)
	宿泊 施設	洋室 シングルルーム 室 人 (年 月 日 時から ツインルーム 室 人 (年 月 日 時まで 泊)
		和室
利用許可 取消申出の 理 由		

第6号様式(第6条関係)

利 用 料 金 返 還 申 請 書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつて〕  
は、名称及び代表者の氏名

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの施設の利用料金の返還を受けたいので、  
次のとおり申し出ます。

許 可 年 月 日 許 可 番 号	年 月 日 第 号
利 用 許 可 を 受 け た 施 設 の 名 称	
返 還 を 受 け よ う と す る 理 由	
既 納 利 用 料 金	円
返 還 申 請 額	円
返 還 利 用 料 金 の 受 取 銀 行 名 等	銀 行 名 : 銀行 店 口 座 名 : 口 座 種 類 : (普通・当座) 口 座 番 号 : ( )

第7号様式(第7条関係)

利 用 料 金 減 免 申 請 書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住 所  
氏 名

〔法人その他の団体にあつて〕  
は、名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センターの施設の利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的 (研修の名称)			
利用施設及び利用 日 時	研 修 室	室 人 (年 月 日 時から 年 月 日 時まで 時間)	
	宿泊 施設	洋室	シングルルーム 室 人 (年 月 日 時から ツインルーム 室 人 (年 月 日 時まで 泊)
		和室	室 人 (年 月 日 時から 年 月 日 時まで 泊)
利 用 人 員	人(男 人 女 人)		
減免を申請する 理 由			
※ 利用料金減免額	円		

注 ※印の欄は、記入しないこと。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

(平12規則131・平18規則39・一部改正)

第 2 号様式 (第 2 条関係)

(平18規則39・一部改正)

第 3 号様式 (第 3 条関係)

(平12規則131・平18規則39・一部改正)

第 4 号様式 (第 3 条関係)

(平18規則39・一部改正)

第 5 号様式 (第 4 条関係)

(平12規則131・平18規則39・一部改正)

第 6 号様式 (第 6 条関係)

(平18規則39・令 3 規則28・一部改正)

第 7 号様式 (第 7 条関係)

(平12規則131・平18規則39・一部改正)